

平成30年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日当たりの平均利用者数が3千人以上の駅数 A	段差が解消されている駅			移動等円滑化基準第4条に適合している設備により段差が解消されている駅		
			うち3千人以上の駅数 B	3千人以上の駅に対する割合(%) (B/A)*100		うち3千人以上の駅数 C	3千人以上の駅に対する割合(%) (C/A)*100	
JR北海道	416	45	49	38	84.4%	47	35	77.8%
JR東日本	1,650	557	705	499	89.6%	694	496	89.0%
JR東海	400	110	212	103	93.6%	133	100	90.9%
JR西日本	1,199	372	602	345	92.7%	485	333	89.5%
JR四国	259	15	150	13	86.7%	44	10	66.7%
JR九州	565	117	197	100	85.5%	173	99	84.6%
JR旅客会社6社 小計	4,489	1,216	1,915	1,098	90.3%	1,576	1,073	88.2%
東武鉄道	197	128	140	124	96.9%	133	122	95.3%
西武鉄道	91	80	85	80	100.0%	84	80	100.0%
京成電鉄	65	58	57	56	96.6%	57	56	96.6%
京王電鉄	68	68	68	68	100.0%	68	68	100.0%
小田急電鉄	70	70	70	70	100.0%	70	70	100.0%
東京急行電鉄	87	86	87	86	100.0%	87	86	100.0%
京浜急行電鉄	72	72	72	72	100.0%	72	72	100.0%
相模鉄道	25	24	25	24	100.0%	25	24	100.0%
名古屋鉄道	272	153	244	144	94.1%	201	124	81.0%
近畿日本鉄道	283	156	243	148	94.9%	146	125	80.1%
南海電気鉄道	100	62	66	56	90.3%	59	54	87.1%
京阪電気鉄道	88	63	76	61	96.8%	64	60	95.2%
阪急電鉄	87	87	84	84	96.6%	79	79	90.8%
阪神電気鉄道	49	47	44	42	89.4%	42	42	89.4%
西日本鉄道	72	30	61	28	93.3%	32	26	86.7%
大手民鉄15社 小計	1,626	1,184	1,422	1,143	96.5%	1,219	1,088	91.9%
東京地下鉄	138	138	138	138	100.0%	134	134	97.1%
札幌市交通局	46	46	46	46	100.0%	43	43	93.5%
仙台市交通局	29	29	29	29	100.0%	29	29	100.0%
東京都交通局	96	96	96	96	100.0%	72	72	75.0%
横浜市交通局	40	40	40	40	100.0%	40	40	100.0%
名古屋市交通局	85	85	85	85	100.0%	84	84	98.8%
京都市交通局	31	31	31	31	100.0%	31	31	100.0%
大阪市交通局	100	100	100	100	100.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	25	24	25	24	100.0%	19	18	75.0%
福岡市交通局	35	35	35	35	100.0%	35	35	100.0%
地下鉄10社局 小計	625	624	625	624	100.0%	587	586	93.9%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	6,740	3,024	3,962	2,865	94.7%	3,382	2,747	90.8%
中小民鉄、路面電車等 小計	2,739	551	1,702	510	92.6%	1,076	445	80.8%
鉄軌道全体 合計	9,479	3,575	5,664	3,375	94.4%	4,458	3,192	89.3%
(参考) 平成28年度末の数値	9,474	3,559	5,605	3,334	93.7%	4,334	3,098	87.0%

- 注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
3. 「段差が解消されている駅」とは、エレベーターなどの設備により、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。
4. 「基準第4条に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、注3「段差が解消されている駅」のうち、基準に適合している設備(開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなど)により、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。
5. 平成30年4月1日より、大阪市交通局は民営化され、大阪市高速電気軌道(株)(略称:大阪地下鉄)が運営している。